

冬の備えは大丈夫ですか？



雪に備える週間 12月1日(水)～7日(火)

除雪の実施体制

町内の除雪作業は、町が管理する道路(町道)と、県が管理する道路(国道・県道)を主に深夜から早朝にかけて民間委託で行います。できる限り通勤・通学時間までに終了するよう努めますが、大雪の時や明け方に降った時は間に合わない場合もありますので、ご理解をお願いします。

除雪車出動基準

車道に積雪量が10cm以上ある場合、除雪車による早朝除雪作業を開始します。最重点除雪路線については、積雪量が5cmを超えた場合とします。また、歩道除雪は、積雪量が20cm以上ある場合、除雪作業を開始します。なお、早朝除雪作業ができなかった路線および除雪した路線にさらに基準以上の降雪があった場合は、昼間除雪作業を行います。

除雪についての問合せ

国・県道：丹南土木事務所
TEL 0778-2314971
町道：建設整備課
TEL 0778-4718003

お出かけ前に、降積雪の状況をご確認ください。



みち情報ネットふくいホームページアドレス

<https://www.hozen.pref.fukui.lg.jp/hozen/yuki/>

町では今年度より、「みち情報ネットふくい」にて県道今庄杉津線の除雪状況を確認いただけるシステムを導入しました。ぜひ、ご活用ください。

雪を克服して快適な冬に！ 一人一人のご協力をお願いします

県や町では、主要幹線道路や各集落間の道路などの除雪作業を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、皆様のご理解とご協力が欠かせません。ルールを守ってみんなで冬を乗り切りましょう。

除雪工事にものご協力

路上駐車はやめよう！
ただでさえ狭い雪道。路上駐車されていると、その路線の除雪作業ができなくなり、ほかの車の走行や除雪作業の重大な障害となります。絶対にやめましょう。



不要不急の外出を控えて

大雪の時は車が立ち往生して渋滞を引き起こします。効率的な除雪作業のためにも、不要不急の外出は控えましょう。

障害物には目印を！

道路沿いの塀や工作物などには、竹ざおに赤布を付けるなど目印をしてください。

交通規制にご協力を！

連続した積雪により、狭くなった道路の除雪作業として、一時的に道路を通行止めすることがありますので、ご理解をお願いします。

家や車庫の前の除雪にご協力を！

除雪時は、家や車庫の前には極力雪を寄せないように作業を行っています。早く作業を行うことが優先されるため、どうしても雪が残ります。玄関前などから道路へ出るまでの雪の処理は各家庭で行うよう、ご協力をお願いします。

車道への雪出しはやめよう！

除雪した雪は、車道へは出さず、道路脇や空き地に寄せましょう。

雪の後始末はしっかりと！

道路に面している家の屋根雪下ろしや排雪は、交通の円滑化を図るために各個人が行わず、区などで申し合わせて、同

じ口時に行うようにしてください。

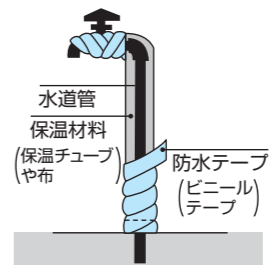
倒木で通れない！

倒木が発生した場合は、町から所有者の方へ連絡をしますが、早急な対応が必要な場合には、連絡前であっても伐採、仮撤去させていただきます。なお、倒木の最終処分は所有者の責任により対応をお願いします。

水道管も冬支度

水道管を保温しましょう

気温が0℃以下になると水道の水が凍ったり、水道管が破裂したりします。水道管に保温材料などを巻いて保温し、その上から防水テープなどをしっかりと巻きつけましょう。



水道の水が凍ったら…

①凍結している部分の水道管や水栓にタオルなどの布を巻きつけます。
②出口にあたる蛇口を開きます。
③やかんなどでぬるま湯を用意し、タオルなどにしみこませるようにつくりにかけて溶かします。

水道管が破裂したら…

メーターボックス内の止水栓を閉め、建設整備課またはお近くの水道設備業者にお問合せください。

問合せ 建設整備課

TEL 0778-4718003

屋根雪下ろし・住宅通路除雪を支援します

(民生委員さんと要相談)

対象者が、現に居住している住宅の屋根雪下ろしや玄関から道路までの通路除雪を第三者に依頼して代金を支払った場合、支援金を支給します。希望する方は、民生委員さんと相談の上、申請してください。

対象者(生活保護世帯は対象外)
自力で屋根雪下ろしや住宅通路除雪が困難である次の世帯の方(ただし、住民税非課税世帯で町内および隣接市町に一親等親族が居住していない方)。

- 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
- 65歳以上の高齢者のみ世帯
- ひとり暮らしで身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を持っている方

支援金額

屋根 2,000円/時間(作業員一人当たり)
通路 1,200円/時間(作業員一人当たり)
※利用限度額はそれぞれ12,000円/世帯

問合せ

保健福祉課
TEL 0778-4718007
今庄事務所
TEL 0778-4511111
河野事務所
TEL 0778-4821111



12月は、不法投棄等防止啓発強調月間です

しない！させない！見逃さない！

廃棄物の不法投棄・野外焼却

- ◎何人も、みだりに廃棄物を捨てたり、野外焼却を行ったりしてはいけません。
- ◎自分の土地に廃棄物をみだりに捨てた場合でも不法投棄になります。
- ◎不法投棄や野外焼却は、廃棄物処理法違反で罰せられることがあります。



粗大ごみや建設廃材などの様々な廃棄物を山林などの人目につきにくい場所に不法投棄する事例が発生しています。また、廃棄物の野外焼却(いわゆる野焼き)も法律で禁止されていますが、一向に後を絶ちません。

次のような場合は、廃棄物処理法により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(またはこの併科)に処せられます。

- みだりに廃棄物を捨てた場合
- 廃棄物を焼却した場合(たき火やどんと焼きなど、法令で定められた方法や公益上または社会の慣習上やむを得ない場合を除く)
- 法令で定められた方法によらずに、指定有害廃棄物「硫酸・ピッチ」を保管、収集、運搬または処分した場合

私たちの郷土である福井の美しい自然と生活環境を守るために、県では監視パトロールや監視カメラの設置等を通じて、不法投棄をさせない環境づくりに取り組んでいます。私たち県民一人ひとりが監視役になって、廃棄物の不法投棄や悪質な野外焼却を防ぎ、住みやすい生活環境をつくっていきましょう。家庭で不用になった家電製品は、家電リサイクル法に基づき家電小売店に引き取ってもらうなど、適正に処分しましょう。

廃棄物の不法投棄や野外焼却を見つけたときは、左記の不法投棄110番、丹南健康福祉センター、または市町役場や警察署(交番・駐在所)に通報してください。

- ◆不法投棄110番 TEL 0776-12010584
- ◆丹南健康福祉センター TEL 0778-5110034
- ◆越前警察署 TEL 0778-2410110
- 問合せ 建設整備課 TEL 0778-4718003